

上尾市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

上尾市長 畠 山 稔

## 上尾市規則第 3 0 号

### 上尾市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和 2 3 年政令第 7 4 号。第 6 条において「政令」という。）、児童福祉法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 1 1 号。以下「省令」という。）及び上尾市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 8 年上尾市条例第 7 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、乳児等通園支援事業（法第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の認可等に関し必要な事項を定めるものとする。

(認可の申請等)

第 2 条 法第 3 4 条の 1 5 第 2 項の規定による認可の申請は、上尾市乳児等通園支援事業認可申請書（第 1 号様式）に市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

2 市長は、法第 3 4 条の 1 5 第 5 項の規定による同条第 2 項の認可をしたときは、上尾市乳児等通園支援事業認可通知書（第 2 号様式）により、前項の申請書を提出した者に通知するものとする。

3 法第 3 4 条の 1 5 第 6 項の規定による通知は、上尾市乳児等通園支援事業不認可通知書（第 3 号様式）により、これを行うものとする。

(認可事項の変更の届出等)

第 3 条 省令第 3 6 条の 3 6 第 3 項及び第 4 項の規定による届出は、上尾市乳児等通園支援事業認可事項変更届出書（第 4 号様式）により、これを行うものとする。

(事業の廃止又は休止の申請等)

第 4 条 乳児等通園支援事業を休止し、又は廃止しようとする者は、当該家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとする日の 3 か月前までに、上尾市乳児等通園支援事業廃止・休止申請書（第 5 号様式）により、市長に

申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、法第34条の15第7項の規定による承認をしたときは上尾市乳児等通園支援事業廃止・休止承認通知書（第6号様式）により、同項の規定による承認をしないときは上尾市乳児等通園支援事業廃止・休止不承認通知書（第7号様式）により、前項の申請書を提出した者に通知するものとする。

（認可の取消しの通知）

- 第5条 市長は、法第58条第2項の規定により、法第34条の15第2項の認可を取り消したときは、上尾市乳児等通園支援事業認可取消通知書（第8号様式）により、当該乳児等通園支援事業を行う者に通知するものとする。

（その他）

- 第6条 法、政令、省令、条例及びこの規則に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の認可等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

(宛先)

上尾市長

(申請者)

所在地

名称

代表者氏名

### 上尾市乳児等通園支援事業認可申請書

児童福祉法第34条の15第2項の規定に基づき、下記乳児等通園支援事業を運営したいので、上尾市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第2条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

#### 記

1. 事業の種類

余裕活用型乳児等通園支援事業

一般型乳児等通園支援事業

( 在園児合同実施  専用室独立実施  独立施設実施)

2. 事業所の名称及び所在地

名称	
所在地	

3. 事業開始予定年月日 年 月 日

注 この申請書には、別途定める認可申請に係る書類を添付すること

第2号様式（第2条関係）

第 号  
年 月 日

様

上尾市長



### 上尾市乳児等通園支援事業認可通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業については、  
児童福祉法第34条の15第2項の規定により、下記のとおり認可します。

記

事業の種類	
事業所の名称	
事業所の所在地	

第 号  
年 月 日

様

上尾市長



## 上尾市乳児等通園支援事業不認可通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業については、下記の理由により認可しないこととしたので通知します。

### 記

認可をしない理由：

#### 教示

##### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

##### 2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第4号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）

上尾市長

（申請者）

所在地

名称

代表者氏名

上尾市乳児等通園支援事業認可事項変更届出書

年 月 日付 第 号で認可された、乳児等通園支援事業の申請について、下記のとおり変更したいので、上尾市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第3条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1. 事業の種類

余裕活用型乳児等通園支援事業

一般型乳児等通園支援事業

（ 在園児合同実施  専用室独立実施  独立施設実施）

2. 事業所の名称及び所在地

名称	
所在地	

### 3. 変更内容

変更前
変更後

4 変更（予定）年月日                      年           月           日

注 この申請書には、別途定める書類を添付すること

第5号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）

上尾市長

（申請者）

所在地

名称

代表者氏名

### 上尾市乳児等通園支援事業廃止・休止申請書

上尾市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり乳児等通園支援事業の運営を廃止・休止したいので、関係書類を添えて申請します。

#### 記

##### 1. 事業の種類

余裕活用型乳児等通園支援事業

一般型乳児等通園支援事業

（ 在園児合同実施  専用室独立実施  独立施設実施）

##### 2. 事業所の名称及び所在地

名称	
所在地	

3. 休止予定期間又は廃止予定年月日

廃止予定年月日

年 月 日

休止予定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

注 この申請書には、別途定める書類を添付すること

第6号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

様

上尾市長



### 上尾市乳児等通園支援事業廃止・休止承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の廃止・休止については、下記のとおり承認します。

#### 記

事業の種類	
事業所の名称	
事業所の所在地	
休止予定期間又は 廃止予定年月日	<input type="checkbox"/> 廃止予定年月日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 休止予定期間 年 月 日 ~ 年 月 日

第 号

年 月 日

様

上尾市長



## 上尾市乳児等通園支援事業廃止・休止不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の廃止・休止については、下記の理由により不承認としましたので、通知します。

### 記

不承認の理由：

#### 教示

##### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

##### 2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様

上尾市長



### 上尾市乳児等通園支援事業認可取消通知書

年 月 日付け 第 号で認可した乳児等通園支援事業については、児童福祉法第58条第2項の規定により、下記のとおり認可を取り消したので、上尾市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則第5条の規定により、通知します。

#### 記

事業の種類	
事業所の名称	
事業所の住所	
認可を取り消した理由	

#### 教示

##### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、上尾市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

##### 2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。)の翌日から起算して6か月以内に、上尾市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において上尾市を代表する者は、上尾市長です。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。